

# 外ヶ浜町空き家等リフォーム支援事業補助金交付要綱

令和7年4月1日制定

## (趣旨)

**第1条** この要綱は、町内にある空き家等の利活用を促し、町民の安心安全な住環境の形成を図るため、町内に存する空き家等のリフォーム工事を行う者に対して、予算の範囲内において空き家等リフォーム支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに關し、外ヶ浜町補助金交付規則（平成17年外ヶ浜町規則第43号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

## (定義)

**第2条** この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家等 町内に居住、店舗の営業、工場の操業等を目的として建築し、概ね年間を通じて居住若しくは使用していないもの、又は今後、居住若しくは使用しないことが確実に見込まれるものという。
- (2) リフォーム工事 安全性、耐久性、耐震性及び居住性を向上させるための修繕、補修、改築、増築、模様替え、設備改善等の工事をいう。（取り付け工事等を要する家具・家電等の調達費用は含む。移動することができる家具・家電等の調達費用のほか、空き家等の購入費用や賃借料は含まない。）
- (3) 建設業者等 法人及び個人事業者で、町税等を完納しており、リフォーム工事を行う者をいう。

## (補助金の交付対象者)

**第3条** 補助金の交付対象となる者（以下「対象者」という。）は、次の各号の全てを満たす者とする。

- (1) 空き家等のリフォーム工事後に、当該物件を使用することが確実で、その物件の所有者または管理者となること。
- (2) 申請者が町税等を完納していること。
- (3) 同一物件で、同一人が過去に本補助金を受けていないこと。

2 同じ年度内での補助金の交付は、別物件であっても1人1回限りとする。ただし、町長が補助金の交付を認める場合はその限りではない。

## (補助金の交付対象工事)

**第4条** 補助金の交付対象となる工事（以下「対象工事」という。）は、建築事業者等が行う空き

家等に対するリフォーム工事とする。ただし、住宅部分と非住宅部分とを併せて工事を行ったときは、住宅部分の床面積（リフォーム工事を行った部分に限る。）に要した費用の額を按分して算出するものとする。（小屋等のみのリフォーム工事の場合は、交付対象としない。）

（補助金の額）

**第5条** 補助金の額は、対象工事に要した費用（消費税の額を含む。）に100分の20を乗じた額とし、50万円を限度とする。

2 前項に規定する補助金の額に1万円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

（補助金の交付申請）

**第6条** 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、対象工事の着工前に空き家等リフォーム支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

（1） リフォーム工事の見積書の写し（詳細のわかるもの）

（2） リフォーム工事を行う空き家等の平面図及び工事施工箇所の写真

（3） その他町長が必要と認める書類

（補助金の交付決定等）

**第7条** 町長は、前条の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、補助金の交付の可否を決定するものとする。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付の可否を決定した場合は、空き家等リフォーム支援事業補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

（変更又は廃止の承認申請）

**第8条** 前条第2項の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「補助対象者」という。）が、補助金の増額または減額する内容に変更する場合、補助事業を廃止しようとする場合は、空き家等リフォーム支援事業変更（廃止）承認申請書（様式第3号）を町長に提出し、承認を得なければならない。

2 町長は、前項の規定により補助金の申請内容の変更又は廃止を承認した場合は、空き家等リフォーム支援事業変更（廃止）承認書（様式第4号）により補助対象者に通知するものとする。

（実績報告）

**第9条** 対象者は、対象工事が完了した日から20日以内又は当該年度の2月28日のいずれか早い日までに、空き家等リフォーム支援事業実績報告書（様式第5号）に、次に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

- (1) リフォーム工事の契約書、領収書の写し
  - (2) リフォーム工事完了後の現場写真
  - (3) その他町長が必要と認める書類
- (補助金の額の確定)

**第10条** 町長は、前条の規定による報告があったときは、速やかに審査及び必要に応じて現地確認を実施し、適當と認めたときは、補助金の額を確定するものとする。

- 2 町長は、前項の規定により補助金の額を確定したときは、空き家等リフォーム支援事業補助金確定通知書（様式第6号）により、当該補助対象者に通知しなければならない。
- (補助金の請求)

**第11条** 前条に規定する通知書を受けた補助対象者が、補助金の請求をしようとするときは、空き家等リフォーム支援事業補助金交付請求書（様式第7号）を町長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定の取消し等)

**第12条** 町長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当する場合には補助金の交付決定を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させるものとする。

- (1) この要綱に規定する要件に該当しなくなったとき。
- (2) 補助金交付の条件に違反したとき。
- (3) 不正手段により補助金を受けたとき。
- (4) その他町長が定める条件に違反したとき。

(その他)

**第13条** この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

## 附 則

(施行期日)

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

様式第1号（第6条関係）

年　月　日

外ヶ浜町長　　様

申請者

（空き家等を使用することが確実でリフォーム物件の所有者または管理者を記載）

住所

氏名

メール

電話

空き家等リフォーム支援事業補助金交付申請書

空き家等リフォーム支援事業補助金交付要綱第6条の規定により、関係書類を添えて申請します。

なお、この申請書及び添付書類の記載内容は事実に相違ないこと、記載内容等が事実と異なることが判明した場合は申請を取り下げる 것을 誓約します。

また、本申請に当たり町が申請者及び世帯員の町税納税状況等について、照会を行うことに同意します。

1　補助金申請額　　円

所有者	住所		
	ふりがな 氏名	電話 番号	
施工業者	住所		
	名称	電話 番号	
工事内容			
予定工事期間	年　月　日　～　年　月　日		
予定工事金額 (見積金額)	円（消費税を含む）		

2　添付書類

- (1) リフォーム工事の見積書の写し（詳細のわかるもの）
- (2) リフォーム工事等を行う住宅等の平面図及び工事施工箇所の写真
- (3) その他町長が必要と認める書類

様式第2号（第7条関係）

外 第 号  
年 月 日

申請者 住所  
氏名 様

外ヶ浜町長

空き家等リフォーム支援事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった空き家等リフォーム支援事業補助金については、次のとおり交付することに決定したので、通知します。

決定の内容	交付・不交付 (不交付とした理由)
交付決定額	円
工事内容	
予定工事期間	年 月 日 ～ 年 月 日
予定工事金額	円（消費税を含む）
補助金の条件	(1) 補助金額が変更になる事業内容を変更するときは、町長の承認を受けること。 (2) 事業を廃止するときは、町長の承認を受けること。 (3) 事業完了後 20 日以内に実績報告書を提出すること。

様式第3号（第8条関係）

年 月 日

外ヶ浜町長 様

補助対象者 住所  
氏名

空き家等リフォーム支援事業変更（廃止）承認申請書

年 月 日付け外 第 号に基づく補助金交付決定の通知を受けた空き家等住宅リフォーム支援事業について、申請内容を下記のとおり変更（廃止）したいので申請します。

変更・廃止の理由	
変更後のリフォーム工事に要する経費	金 円（消費税を含む）
変更後の補助金の額	金 円（消費税を含む）
添付書類	(1) リフォーム工事の見積書の写し（詳細のわかるもの） (2) その他町長が必要と認める書類

様式第4号（第8条関係）

年 月 日

補助対象者 住所  
氏名 様

外ヶ浜町長

空き家等住宅リフォーム支援事業変更(廃止)承認書

年 月 日付けで申請のあった空き家等リフォーム支援事業の変更について、次のとおり変更(廃止)を承認します。

変更・廃止を承認する事業の内容		
変更後の事業に要する経費	金	円（消費税を含む）
変更後の補助金の額	金	円（消費税を含む）

様式第5号（第9条関係）

年 月 日

外ヶ浜町長 様

補助対象者 住所 外ヶ浜町字  
氏名

空き家等リフォーム支援事業実績報告書

年 月 日付け外 第 号に基づく補助金の交付決定の通知を受けた空き家等リフォーム支援事業が完了したので、空き家等住宅リフォーム支援事業補助金交付要綱第9条の規定により、関係書類を添えて報告します。

リフォーム工事物件	所在地								
	所有者								
リフォーム工事の内容									
リフォーム工事金額		円（消費税込）							
施工業者		住所 事業所名（代表者）							
着手日及び完了日		着手	年	月	日	完了	年	月	日
添付書類									
(1) リフォーム工事の契約書、領収書の写し									
(2) リフォーム工事完了後の現場写真									
(3) その他町長が必要と認める書類									
備考									

様式第6号（第10条関係）

外 第 号  
年 月 日

補助対象者 住所  
氏名 様

外ヶ浜町長

空き家等リフォーム支援事業補助金確定通知書

年 月 日付けで実績報告書の提出があった空き家等リフォーム支援事業について、下記のとおり補助金額を確定したので通知します。

記

補助金確定額 円

様式第7号（第11条関係）

年　月　日

外ヶ浜町長　様

補助対象者　住所

氏名

印

空き家等リフォーム支援事業補助金交付請求書

年　月　日付け外企第　　号で確定を受けた空き家等リフォーム支援事業補助金について、次のとおり請求します。

金　　円

振込先	金融機関名		本・支店
	預金種類	普通	・ 当座
	口座番号		
	口座名義人 (ふりがな)		